

第 1 1 6 回定時株主総会

招 集 ご 通 知

AICHI STEEL

つくろう、未・来を。
つくろう、素・材で。



<新型コロナウイルス感染拡大防止対応について>

- ▶本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネットにより議決権を行使いただき、当日のご来場見合わせを含め、慎重にご検討のうえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ▶**本年はお土産の提供および工場見学会は取り止めさせていただきます。**
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ▶今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<https://www.aichi-steel.co.jp/>



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧
いただけます。



<https://s.srdb.jp/5482/>

愛知製鋼株式会社

証券コード：5482

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

当社グループを取り巻く環境は、米中貿易摩擦の長期化や世界的な感染症拡大による景気減速、そして主要顧客の自動車業界が100年に一度の大変革期を迎え、鉄鋼業界でも事業再編が起こるなど、ますます厳しさを増しております。

当社グループは創立80周年の節目を迎える本年を2030年への勝負の年と位置づけ、**持続可能な地球環境への貢献、事業の変革で豊かな社会を創造、従業員の幸せと社会の発展**の3つを経営指針の柱として、全てのステークホルダーに選んでいただける”**Company of Choice Globally**”(世界中で **選ばれる会社**)の実現を目指してまいります。

目次

第116回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	22
株主総会参考書類		連結計算書類	44
第1号議案 剰余金の処分の件	7	計算書類	46
第2号議案 取締役6名選任の件	8	監査報告書	48
第3号議案 監査役1名選任の件	15	＜ご参考＞	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	17	愛知製鋼は創立80周年を迎えました	55
第5号議案 取締役賞与支給の件	18	トピックス	57
第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件	19		
第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	20		

Aichi Way



Aichi Wayについて

当社グループが、継続的な成長を続け企業価値を高めていくために、どのような価値観を共有し、どのような行動をとるべきかを示した規範です。創業から受け継がれてきた精神と価値観を「伝承」し、全てのステークホルダーへの「感謝」を忘れず、より良い社会を「創造」していくことを目指しています。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

愛知製鋼株式会社
取締役社長

2020年5月29日
藤岡 高広



第116回定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時	2020年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所	愛知製鋼株式会社 本館 大会議室 愛知県東海市荒尾町リノ割220番地
3. 目的事項	報告事項 第116期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役賞与支給の件 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件 第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件

以 上

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきま
すようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



➡ 株主総会へ出席する場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。

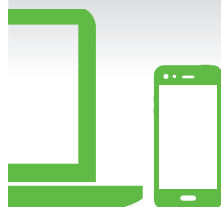
※本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネットにより議決権を行使いただき、
当日のご来場見合わせを含め、慎重にご検討のうえ、ご判断くださいますようお願い申し上げます。



➡ 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、

2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。



➡ インターネット

議決権行使専用サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、画面の案内に従い、各議案の賛否を

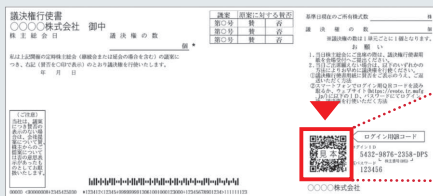
2020年6月17日（水曜日）午後5時30分までにご入力ください。

●インターネットによる行使方法のご案内については**5～6頁**をご参照ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上
記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！
同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただく
ことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

二回目以降のログインの際は…
次頁のご案内に従ってログインしてください。

「ネットで招集」なら
QRコードが簡単に読み取れます！



こちらを押すと「読取」が「移動」ボタン
が選択できます。「読取」を選択すると
自動でカメラが起動しますので、同封
の議決権行使書副票(右側)に記載さ
れた「ログイン用QRコード」を読み取
りください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項をあらかじめご承知おきください。

- ▶ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を、書面により当社にご通知ください。
- ▶ 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- ▶ 議決権の行使につき、賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ▶ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

④ インターネット開示情報

※以下の事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書 ②連結注記表 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表

会計監査人および監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。

※株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。



当社ウェブサイト <https://www.aichi-steel.co.jp/>

インターネットによる議決権行使のご案内

1

株主のみなさま大変お世話になっております
愛知製鋼です
いつもありがとうございます

ぜひとも議決権をご行使いただきたく
ご案内申し上げます

2

しかし現実問題として…

郵送はめんどうだし…

外出するのは不安

3

そのような株主さまにご活用いただきたいのが…

4

インターネットによる
議決権行使です!!

議決権行使していただけるとても便利な手段です!

5

こちらのすべてのツールからご利用いただけます

パソコン スマートフォン 携帯電話 タブレット端末

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にアクセスしてください!

6

お手元に同封の議決権行使書用紙をご用意ください

ログインIDと仮パスワードの記載がございます

7

サイトアクセス後の流れ <パソコンの場合>

①「**次の画面へ**」をクリック

② ログインIDと仮パスワードを入力後、「**ログイン**」をクリック

③ 3箇所全てのパスワードを入力後、「**送信**」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



8 やって見たら簡単だし
すごく便利 !!

う〜ん…
アクセスのやり方で
手間取るのよね…

とても簡単な
アクセス方法を
ご案内します

9 QRコード読み取り機能のついた
スマートフォン、タブレット端末、
携帯電話からは…

※実際にご利用
いただける
コードです

↑ こちらを画面に写すだけで
アクセスしていただけます

10 QRコード読み取り機能を
立ち上げ

⑨コマのコードを
画面に写して
出てきたアドレス
にタッチ !

11 本当だ !
サイトが
出たわ !
便利ねえ

ありがとう
ございます !
ぜひご活用
ください !!

12 サイトアクセス後の流れ <スマートフォンの場合>

① お手続き画面へアクセス

「株主総会
に関する
お手続き」
をクリック

② ログイン

ログインIDと
仮パスワード
を入力

「ログイン」を
クリック

以降は画面の
案内に従って
賛否をご入力
ください

タブレット端末も
同じ流れです

13 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを
読み取って頂くとログインID・仮パスワードの
入力が不要でさらに便利です !

【QRコード記載イメージ】

「ログイン用QR
コード」はこちら

議決権行使書副票(右側)

14 議決権行使期限は
2020年6月17日(水)
午後5時30分まで

愛知製鋼 は
株主さまの経営参加を
心よりお待ちしております !

株主総会参考書類

<議案および参考事項>

第1号議案 剰余金の処分の件

配当につきましては、業績および配当性向等を総合的に勘案して、株主のみなさまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき、金70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,377,796,980円となります。

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日

2020年6月19日

第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者は、以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は、9頁から14頁のとおりであります。

候補者 番号		氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2019年度)	在任年数 (本総会終結時)
1	再任	ふじおかたかひろ 藤岡高広	取締役社長	13/13回 (100%)	9年
2	再任	なかむらもとし 中村元志	取締役副社長	13/13回 (100%)	2年
3	再任	やすながなおひろ 安永直弘	取締役	10/10回 (100%)	1年
4	再任	やすいこういち 安井香一	取締役	12/13回 (92%)	5年
5	再任	あらいゆうこ 新居勇子	取締役	13/13回 (100%)	4年
6	新任	こじまかつのり 小島勝憲	経営役員	-	-

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安井香一および新居勇子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役会の出席回数異なるのは、就任時期の違いによるものです。
4. 当社は、安井香一および新居勇子の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定しております。
5. 当社は安井香一および新居勇子の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識・業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、社外取締役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、選定の際には、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっていただくようにしております。

取締役候補者

候補者番号

1

ふじ おか たか ひろ

藤岡 高広

1954年8月31日生



再任

略歴・地位・担当

1979年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2006年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
2011年5月 当社常勤顧問
2011年6月 当社取締役社長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

上海愛知鍛造有限公司取締役副会長

所有する当社株式の数

14,400株

取締役会への出席状況
(2019年度)

13/13回
(100%)

在任年数

9年

候補者とした理由

2011年より代表取締役を務めており、経営トップとしてリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めるとともに、重要事項の決定や業務執行に対する監督を適切に行っております。また、トヨタ自動車株式会社および当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営および経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

2

なかむら もとし
中村 元志

1960年9月4日生



再任

略歴・地位・担当

1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社
 2014年4月 同社常務理事
 2018年1月 当社常勤顧問
 2018年4月 当社専務執行役員
 2018年6月 当社取締役 専務執行役員
 2020年4月 当社取締役副社長就任 現在に至る

[担当]

経営全般補佐
 鍛（キタエル）カンパニー プレジデント

所有する当社株式の数

4,700株

取締役会への出席状況
(2019年度)

13/13回
 (100%)

在任年数

2年

候補者とした理由

2018年より取締役を務めており、鍛カンパニープレジデントとして鍛造品事業のブランド力と競争力強化に取り組むなど、当社グループの企業価値向上に努めております。また、トヨタ自動車株式会社および当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営および製造技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

やすなが なおひろ

安永 直弘

1959年12月16日生



再任

略歴・地位・担当

1982年 4 月 当社入社
2008年 6 月 当社参与知多工場長
2012年 6 月 当社取締役
2013年 6 月 当社執行役員
2015年 4 月 当社上級執行役員
2015年 6 月 当社取締役 上級執行役員
2016年 4 月 当社取締役 常務執行役員
2018年 6 月 当社常務執行役員
2019年 4 月 当社専務執行役員
2019年 6 月 当社取締役 専務執行役員
2020年 4 月 当社取締役 経営役員就任 現在に至る

[担当]

モノづくり革新本部長
安全衛生環境部

所有する当社株式の数

5,000株

取締役会への出席状況 (2019年度)

10 / 10回
(100%)

在任年数

1 年

候補者とした理由

2019年より取締役を務めており、モノづくり革新本部長として、最適生産実現のためのトータルマネジメントに取り組み、当社グループの企業価値向上に努めております。当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営および製造技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

4

やす い こういち
安井 香一

1952年1月8日生



再任

社外

独立

所有する当社株式の数
2,300株取締役会への出席状況
(2019年度)
12/13回
(92%)在任年数
5年

略歴・地位・担当

1976年4月 東邦瓦斯株式会社入社
2006年6月 同社執行役員
2008年6月 同社取締役 常務執行役員
2010年6月 同社取締役 専務執行役員
2012年6月 同社取締役社長
2015年6月 当社取締役就任 現在に至る
2016年6月 東邦瓦斯株式会社取締役会長就任 現在に至る

重要な兼職の状況

東邦瓦斯株式会社取締役会長
中部日本放送株式会社社外取締役

候補者とした理由

中部地区の中核企業である東邦瓦斯株式会社において、営業部門の要職を経て企業経営者として活躍されることで培われた豊富な経験と幅広い見識および優れた人格と高い倫理性を有しております。2015年より社外取締役として、取締役会の審議における重要な事項に関し、その独立した立場および他業種出身という異なった視点から、積極的な意見・提言等をいただいております。コーポレート・ガバナンスの強化のため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

独立性に関する事項

当社の取引先である東邦瓦斯株式会社の取締役会長であり、事業者として通常のガスの需給取引がありますが、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

候補者番号

5

あら い ゆう こ
新居 勇子

1961年1月27日生



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

1,500株

取締役会への出席状況
(2019年度)

13／13回
(100%)

在任年数

4年

略歴・地位・担当

1979年4月 全日本空輸株式会社入社

2010年4月 同社大阪支店副支店長

2011年4月 同社東京支店副支店長

2014年4月 同社執行役員大阪支店長

2016年4月 同社上席執行役員営業センター副センター長兼関西支社長就任 現在に至る

2016年6月 当社取締役就任 現在に至る

重要な兼職の状況

全日本空輸株式会社上席執行役員

ANAセールス株式会社取締役副社長

候補者とした理由

グローバルに事業を展開する全日本空輸株式会社およびANAセールス株式会社において、営業部門の要職として活躍されることで培われた豊富な経験と幅広い見識および優れた人格と高い倫理性を有しております。2016年より社外取締役として、取締役会の審議における重要な事項に関し、その独立した立場および他業種出身という異なった視点から、積極的な意見・提言等をいただいております。コーポレート・ガバナンスの強化のため、引き続き社外取締役候補者としてしました。

独立性に関する事項

当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

候補者番号

6

こじま かつのり

小島 勝憲

1957年2月24日生



新任

所有する当社株式の数
5,200株

略歴・地位・担当

1981年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社
2004年1月 トヨタ自動車株式会社グローバル生産企画部車両企画室長（部長待遇）
2008年6月 トヨタモーターマニュファクチャリング（UK）株式会社社長
2013年1月 当社常勤顧問
2013年6月 当社執行役員
2013年6月 アイチ インターナショナル（タイランド）株式会社
取締役会長兼取締役社長
2015年4月 当社上級執行役員
2016年4月 当社常務執行役員
2016年6月 当社取締役 常務執行役員
2018年6月 当社常務執行役員
2020年4月 当社経営役員就任 現在に至る

[担当]

スマートカンパニープレジデント

候補者とした理由

スマートカンパニープレジデントとして、電磁品事業のブランド力と競争力強化に取り組むなど、当社グループの企業価値向上に努めております。また、トヨタ自動車株式会社および当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営および製造技術に関する知見を有していることから、取締役候補者となりました。

第3号議案 監査役1名選任の件

今回の株主総会終結の時をもって監査役後藤卓氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

	氏名	会社における地位	取締役会への 出席状況 (2019年度)	監査役会への 出席状況 (2019年度)	在任年数
再任	後藤 卓	常勤監査役	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	8年

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。

監査役候補者

ごとう たかし
後藤 卓

1957年4月2日生



再任

略歴・地位

1981年4月 当社入社
2007年1月 当社鍛造工場副工場長
2012年6月 当社常勤監査役就任 現在に至る

所有する当社株式の数

5,800株

取締役会への出席状況
(2019年度)13／13回
(100%)監査役会への出席状況
(2019年度)13／13回
(100%)

在任年数

8年

候補者とした理由

2012年より常勤監査役を務めており、当社の監査業務において重要な役割を果たしております。また、当社における豊富な業務経験および製造技術に関する知見を活かし、積極的な意見・提言を行っていることから、引き続き監査役候補者となりました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、現社外監査役の伊藤浩一および小倉克幸の両氏の補欠として、選任をお願いするものであります。補欠監査役が監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間となります。

また、本議案の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

むな かつ
宗 像

ゆう
雄

1968年1月10日生



再任

社外

独立

所有する当社株式の数
0株

略歴・地位

1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）

1997年4月 関谷・宗像法律事務所（旧 関谷法律事務所）入所 現在に至る

重要な兼職の状況

弁護士

候補者とした理由

企業経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての法令に関する専門知識を有するとともに、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制に関する高度な専門知識や幅広い見識と豊富な経験ならびに優れた人格と高い倫理性を有しております。また、その独立した立場および弁護士という異なった視点から、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したため、補欠の社外監査役候補者となりました。

独立性に関する事項

同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

- (注) 1. 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 当社は、本議案が原案通り承認され、かつ同氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める額とする予定であります。
5. 候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする任意の役員報酬・人事案策定委員会にて経験・知識、業績等を評価および審議し、取締役会に答申された案を踏まえて選定しております。また、補欠の社外監査役候補者の独立性の判断基準は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則を参考としておりますが、選定の際には、経歴・知見・人格など様々な要素を総合的に勘案し、最も相応しい方に候補者となっただけようにしております。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役の業績への貢献などを勘案して、当期末における社外取締役を除く取締役4名に対し、取締役賞与総額72,040,000円を支給いたしたいと存じます。

(注) 本議案を含む取締役の報酬については過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会に答申しております。取締役会では同委員会の答申を踏まえ決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成されております。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映した体系としております。特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しております。社外取締役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、2013年6月18日開催の第109回定時株主総会において、取締役につきましては月額40百万円以内、監査役につきましては月額10百万円以内とご承認いただき現在に至っております。以来当社では、この報酬額を取締役および監査役の月額報酬に係る上限額として運用し、また、取締役の賞与については別途定時株主総会において都度その具体的支給金額をご承認いただいております。

今般、取締役に対する各事業年度の業績に基づく業績連動型賞与の支払いや当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与を可能にするなどの報酬設計の柔軟性向上を図るとともに、役員の責務重大等の諸般の事情を勘案し、役員報酬制度の見直しとして、取締役の報酬額の定めを月額から年額に変更し、その報酬額を年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）といたしたいと存じます。また、監査役の報酬額の定めにつきましても月額から年額に変更し、その報酬額を年額150百万円以内といたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合も、取締役の員数に変更はございません。また、現在の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）ですが、第3号議案「監査役1名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合も、監査役の員数に変更はございません。

取締役につきましては、当該報酬額の範囲内で、固定報酬である月額報酬に加えて、業績連動報酬である現金賞与を支給することとし、その支給額は過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会への答申を行った上で、その内容を踏まえて取締役会にて決定いたします。なお、社外取締役を除く取締役に対する賞与を当該報酬額の範囲内で支給する運用は、2020年度の業績を勘案して支給する賞与から適用します。

取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映した体系としており、特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しております。

なお、社外取締役および監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

第7号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、第6号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額600百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、うち社外取締役分は年額100百万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合も、取締役の員数に変更はございません。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会への答申を行った上で、その内容を踏まえて取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間の満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社の対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(添付書類) **事業報告** (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、米中の貿易摩擦を起因とした中国の景気減速に加え、英国のEU離脱問題などにより不安定な状況が続きました。日本経済については、雇用・所得環境の改善などから緩やかに回復したものの、輸出はアジア向け中心に力強さを欠くなど、景気に足踏み感がみられ、当社グループの主力事業である鋼材・鍛造品につきましても、販売数量は前期を下回りました。そのようななか、本年に入って新型コロナウイルスの世界的感染拡大が深刻化し、世界および日本経済は先の見えない状況に陥っております。

当社グループを取り巻く環境としては、新型コロナウイルスの感染拡大の収束とともに、特殊鋼需要は底堅さを取り戻していくと見込まれるものの、主要顧客である自動車業界は100年に一度と言われる大変革期を迎えています。車の電動化・自動運転化が当社に与える影響は大きく、その潮流は今後も着実に進むと予想されます。

こうしたなか、当社グループは本年3月に創立80周年を迎えましたが、これからも素材メーカーとしてのDNAを活かしながら、ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点と

“A i c h i W a y”（当社グループの普遍的価値観および行動規範）をベースに取り巻く課題に的確に対応し、素材で社会に貢献し続けていく会社を目指してまいります。

当期は、その実現に向けて策定した中期経営計画（2017～2020年度）の3年目として、“変革”をキーワードに、「連結収益力を磨く」「基盤強靱化」「スマート社会への布石」の重点施策3本柱にグループを挙げて取り組んでまいりました。

1) 連結収益力を磨く

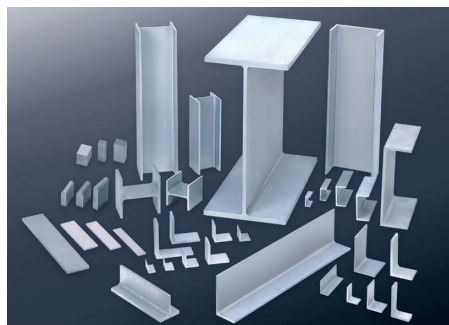
中国の景気減速などにより鋼材・鍛造品の需要が減少するなか、当期は限量経営（生産量の増減に見合ったコストミニマムな生産体制構築）の実践・強化に取り組みました。この活動により、足元の収益確保に留まらず、損益分岐点の改善（引き下げ）につなげ、収益構造改革を推進いたしました。また、当期は工場原価低減に限らず、経費のスリム化やスタッフ残業の低減まで裾野を広げた全社挙げての収益改善活動に取り組み、従来にない大きな成果を収めました。

事業拡大・戦略という点では、鋼（ハガネ）・鍛（キタエル）・スマートの3カンパニーにおける既存事業は「鍛鋼一貫での部品開発の推進」「電子部品の受注拡大への対応」「磁石事業のグローバル展開強化」の3テーマに加え、「ステンレス鋼事業の強化」に注力しており、その一環として本年4月には鋼カンパニー内のステンレス鋼事業を「ステンレスカンパニー」として分離・独立させました。これにより、ステンレス鋼事業における意思決定の迅速化および製品軸での企画・モノづくり力の更なる向上と収益力強化につながる態勢が整い、既存3カンパニーとともに新たな事業の柱となることを目指してまいります。

これらの取り組みと、高付加価値製品の開発・販売および新ビジネスの積極的な創出を並行して進め、今後も右肩上がりの「年輪的成長」を全社一丸となり実現してまいります。



マイルド浸炭用鋼を用いた鍛造品例
(ディファレンシャルリングギヤ)



国内シェアNo.1の
ステンレス形鋼

2) 基盤強靱化

世界の中でもインドにおける特殊鋼需要は、自動車産業の成長により更なる拡大が期待されており、昨年8月には同国の特殊鋼メーカーであるVardhman Special Steels Limited（バルドマン スペシャル スチール社）＜以下、バルドマン社＞に対して資本参加（※1）するとともに、技術支援を行うことで合意いたしました。今後は更なる関係強化も視野に入れながら、インド国内やアセアン地域でのお客様のニーズに沿った特殊鋼の供給体制を整え、グローバルでの品質・コスト競争力向上による特殊鋼の事業基盤強靱化に取り組んでまいります。

また、当社グループは成長を支える基盤づくりとして、仕事の質向上とやりがいにつながる「働き方改革」を全社各部門で取り組むとともに、すべての社員が健康で安全に働ける環境づくりを進めております。2018年3月の新本館完成に続き、昨年11月には新厚生会館Ai-terrace（あいテラス）が完成・オープンし、それとともに多様な人材が活躍できる制度づくり・施策を行ってまいりました。加えて、社員の健康管理・維持にも様々な施策を展開しており、それらの成果として、本年3月には「健康経営銘柄」（※2）に初めて認定されるとともに、「健康経営優良法人（ホワイト500）」（※3）にも3年連続で認定されました。

- ※1 同社からの第三者割当増資を引き受け、増資後発行済株式の約11%（7.6億円相当）を出資
- ※2 経済産業省と東京証券取引所が、社員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業を、1業種につき原則1社選定するもの
- ※3 経済産業省と日本健康会議が、特に優良な健康経営を実践している企業を選定し、顕彰するもの

本年3月には、創立80周年を契機として、労働組合との間で、労使が心をついに・力をついにすることで会社を更に成長させていくことの誓いとして、「労使協調宣言」が締結されました。



バルドマン社との調印式の様子



健康経営銘柄・健康経営優良法人ロゴ

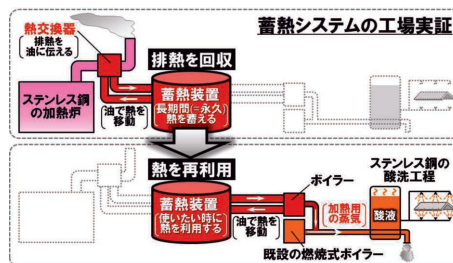
3) スマート社会への布石

当社が開発した「磁気マーカシステム」（バスなどの車両底部に取り付けたM I センサモジュールが、走路に敷設した磁気マーカの微弱磁力を感知して、車両がその上を通過するように制御するシステム）は、これまで様々な場所・環境で実証実験を行ってまいりましたが、当期はＪＲ東日本管内の気仙沼線ＢＲＴ（バス高速輸送システム）において、当社を含む１０社が参画し、より本格的な技術実証が行われました。更には、磁気マーカを正式に道路附属物として位置付ける法律（道路法）も整備されるなど、実用化に向けての動きが着実に進んでおります。

また、当社は、トヨタグループの株式会社豊田中央研究所および当社子会社の近江鋳業株式会社とともに、高い蓄熱能力を有し、反復利用が可能なカルシウム系蓄熱材を開発し、それを用いて工場排熱を利用できる蓄熱システムを世界で初めて当社刈谷工場に設置・実証いたしました。その結果として、燃焼式ボイラーによる蒸気利用に対して二酸化炭素排出量が約８０％削減できることが試算され、エネルギーコストの削減とともに、地球温暖化抑制に寄与する近未来システムとして、実用化に向けた取り組みを継続してまいります。



気仙沼線BRT自動運転技術実証の様子



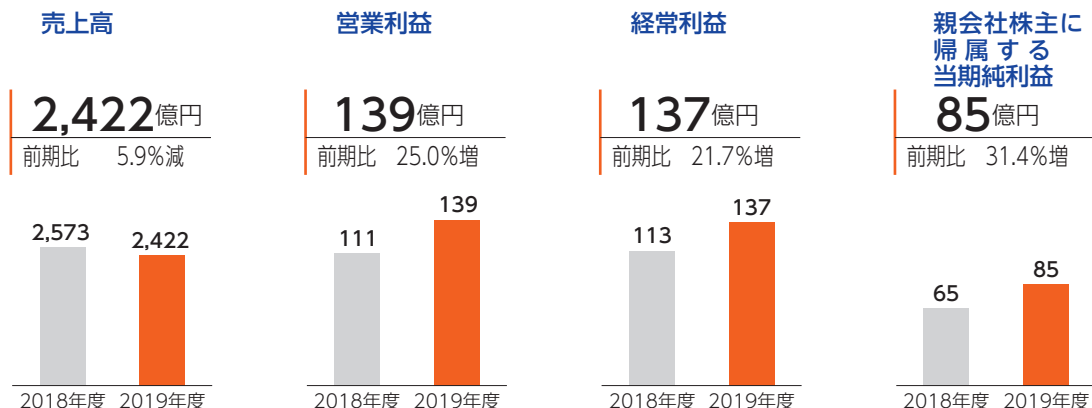
蓄熱システムの仕組み（左）と 蓄熱装置（右）

当期の経営成績

当社グループの当期業績につきましては、主力製品である鋼材・鍛造品の需要が減少し、売上高は前期と比較して150億円（5.9%）減の2,422億円となりました。売上高の内訳は、鋼カンパニーで1,218億円、鍛カンパニーで1,020億円、スマートカンパニーで148億円、その他で34億円となっております。

利益につきましては、販売数量の減少や減価償却費の増加などの減益要因があったものの、鉄スクラップ価格の下落や全社を挙げた収益改善活動の効果などにより、営業利益は前期比27億8千2百万円（25.0%）増の139億1百万円となりました。また、経常利益は前期比24億5千2百万円（21.7%）増の137億7千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20億4千万円（31.4%）増の85億4千3百万円となりました。

ご参考



鋼(ハガネ)カンパニー



特殊鋼条鋼

高圧水素用
ステンレス鋼

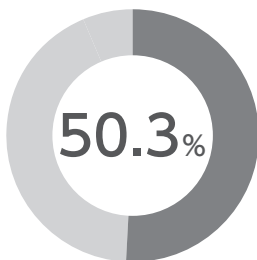


【製品例】・構造用鋼 ・ばね鋼
・快削鋼 ・ステンレス鋼など

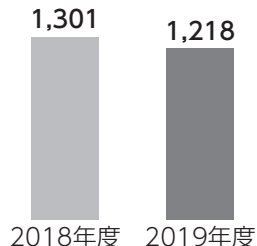
売上高

1,218億円
(前期比6.4%減)

売上高構成比



売上高の推移(億円)



特殊鋼の販売数量の減少により、当期の売上高は、前期と比較して、82億8千1百万円(6.4%)減少し、1,218億9千9百万円となりました。

〔主な取組み〕

① 知多工場における現有設備の生産能力最大化、ライン別生産品目の見直し、出荷体制の整備、構内物流の整流化などに努めてきた結果、特殊鋼の約8割を生産する第2棒鋼圧延工場では、昨年3月に単一棒鋼生産ラインとしては同業他社でも類を見ない、月間生産高10万トンの新記録(従来の最高は9万3千トン)を達成し、昨年11月には製鋼工場における粗鋼生産高累計が5,000万トンに到達いたしました。

② H V・E Vなどの電動車向け戦略投資の一環として、昨年9月には特殊鋼鋼材向けの新熱処理炉(連続焼なまし炉)を知多工場内に設置いたしました。CO₂排出低減、搬送装置自動化による作業効率アップを図るとともに、生産能力を従来比で50%向上させており、需要拡大を見据えたモノづくり基盤強化でお客様ニーズに貢献してまいります。

鍛(キタエル)カンパニー



CVTシャフト

クランクシャフト

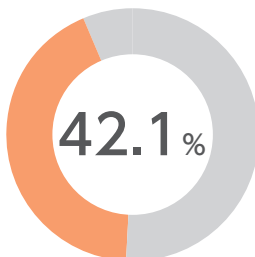


【製品例】・クランクシャフト
・ディファレンシャルリングギヤ
・リヤアクスルシャフトなど

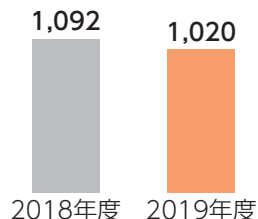
売上高

1,020億円
(前期比6.6%減)

売上高構成比



売上高の推移(億円)



鍛造品の販売数量の減少により、当期の売上高は、前期と比較して、71億9千9百万円(6.6%)減少し、1,020億1千8百万円となりました。

〔主な取組み〕

- ① 主に中国の景気減速による影響で、鍛造品の需要が減少するなか、当期は限量経営の実践・強化を掲げ、抜本的な原価低減活動に取り組みました。特に、品質を基軸とした活動に重点を置き、検査データの有効活用と不良発生メカニズム解析により、品質ロス(不良率)低減において着実な成果を収めました。
- ② 本年1月には、Home & Away(「やりきる」と「任せる」)の視点で、鍛造品の機械加工事業について子会社との協業体制を見直いたしました。今後もグループ内外で、既存のフレームワークを超えた協力体制の構築を進め、より一層効率的かつ付加価値を高めた事業展開を実現してまいります。

スマートカンパニー



パワーカード

マグファイン®

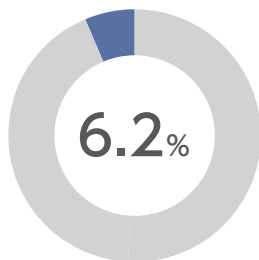


【製品例】 ・パワーカード ・マグファイン®
・コールドプレート ・MIセンサなど

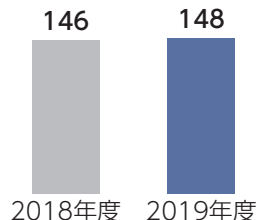
売上高

148億円
(前期比1.6%増)

売上高構成比



売上高の推移(億円)



電子部品の売上の増加により、当期の売上高は、前期と比較して、2億3千8百万円（1.6%）増加し、148億6千5百万円となりました。

〔主な取組み〕

① 磁石事業において、当社独自のDy（ジスプロシウム）フリーボンド磁石「マグファイン」を用いたドローン用モータを澤藤電機株式会社とともに共同開発いたしました。従来比3割のモータ軽量化により、積載量アップや飛行時間延長に寄与でき、物流・農業分野などで拡大が予想されるドローンの性能向上に貢献してまいります。

② 電子部品事業では、HV・EVなどの電動車に不可欠なインバータ用放熱部品「パワーカード用リードフレーム」の需要拡大に対応するため、本年4月、岐阜工場内に第2生産ラインを建設いたしました。

今回は、2018年11月のライン設置に続く短期間での増設であり、伸び続ける需要に今後も着実に応えてまいります。

（２）設備投資の状況

設備投資は、主として、鋼材・鍛造品・電磁品の製造設備の生産能力増強、鋼材・鍛造品の製造設備の合理化および老朽更新・機能向上のため、総額２００億円を実施いたしました。

（３）資金調達の状況

資金調達につきましては、鋼材・鍛造品の生産量減少にともなう、運転資金の減少などもあり、当社グループにおける外部からの長期借入れの実施および社債発行はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、中長期的にはCASE（未来の車の特性をConnected・Autonomous・Shared・Electricの頭文字で表したもの）に代表される自動車業界の大変革が当社グループの事業に大きな影響・変化をもたらすことが確実視される一方で、足元においては、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の悪化が深刻化しており、先行きを見通すことが極めて難しい状況となっております。

そのようななか、当社グループは創立80周年という節目の年を迎えるにあたって、10年後を見据えた「2030年ビジョン」を策定中であります。「事業とモノづくり力の変革で収益力を向上させ、ESG経営を実践」を基本方針に掲げ、「①持続可能な地球環境への貢献」「②事業の変革で豊かな社会を創造」「③従業員の幸せと会社の発展」という3つの経営指針を柱に、「“Company of Choice Globally”（世界中で選ばれる会社）」の実現を目指し、全社員で共有できるものとしてまいります。

2020年度は、足元の先行き不透明さに対処しながら、2030年ビジョン達成に向けての第一歩として、「強靱な筋肉体質へ、Aichi Wayでの“大変革”！」をスローガンとして、以下の施策を中心に取り組んでまいります。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大による不透明感のなかで、「連結」での限量経営により基盤強靱化
 - (1) 安全・品質レベルの向上に向けた、本質的対策の実施・浸透
 - (2) 経営リスク・環境変化に対する販売・生産・要員面での迅速・的確な対応と供給責任の完遂
 - (3) T P S（トヨタ生産方式）をベースとした、工程整流化と現場・スタッフの自工程完結（*）推進
 - * 「品質は工程で造りこむ」との考え方に基づく、トヨタ式の仕事の進め方
 - (4) 販売価格に見合う、企画段階からの固定費マネジメント改革
 - (5) 原単価の改善と損益分岐点マネジメントの推進
2. グローバルでの連結収益力を磨く
 - (1) Home & Awayで当社グループ内の事業体制見直し（統合と移管）
 - (2) 売り方・買い方改革とモノづくり力の向上による「稼ぐ力」の引き上げ
 - (3) バルドマン社の育成による、アセアン地域への鋼材供給とインド国内ビジネスへの目処付け
3. 明るく、風通しの良い職場に向けて
 - (1) メンバー一人一人に焦点を当てた人財育成と全ての社員が達成感を感じられる真の働き方改革
 - (2) 社員全員のコンプライアンス徹底と「社員の健康」を大切にしたい健やかで明るい会社づくり

株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

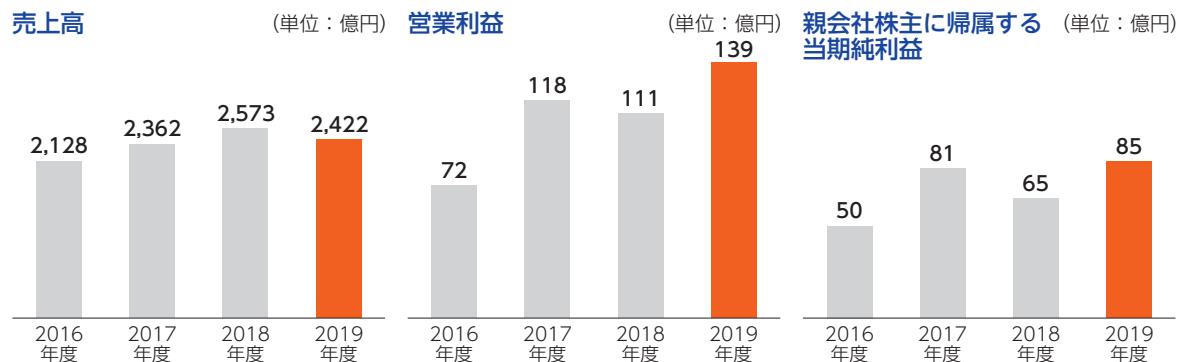
(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第113期 2016年度	第114期 2017年度	第115期 2018年度	第116期 2019年度
売上高 (百万円)	212,837	236,237	257,315	242,262
営業利益 (百万円)	7,218	11,813	11,119	13,901
経常利益 (百万円)	6,863	11,774	11,324	13,776
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,084	8,182	6,503	8,543
1株当たり当期純利益 (円)	258.34	415.71	330.38	434.05
純資産 (百万円)	151,273	160,806	161,889	163,691
総資産 (百万円)	271,763	275,315	290,294	280,380
自己資本比率 (%)	52.63	55.17	52.58	55.16
自己資本利益率 (ROE) (%)	3.60	5.55	4.27	5.56
総資産利益率 (ROA) (%)	1.95	2.99	2.30	2.99

(注) 1 2016年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施しております。これに伴い、第113期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注) 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第115期の期首から適用しており、第113期および第114期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

ご参考



(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金または出資金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
愛鋼株式会社	愛知県	225	* 75.48	鋼材の加工および販売
アイチセラテック株式会社	愛知県	50	* 67.65	耐火物の製造および販売、工業炉の設計施工
近江鉱業株式会社	滋賀県	50	* 54.58	石灰石等鉱物の採掘、加工および販売
アイチ テクノメタル フカウミ株式会社	新潟県	70	83.85	鋼材の圧延、二次加工および販売
アイチ物流株式会社	愛知県	39	77.75	貨物運送業、荷役業および倉庫業
アイチ情報システム株式会社	愛知県	80	84.71	ソフトウェアの開発、コンピュータおよび周辺機器の販売、メンテナンス
アイコーサービス株式会社	愛知県	30	100.00	日用雑貨品等販売業、飲食店業、給食業、旅行代理店業および造園緑化事業
アイチ・マイクロ・インテリジェント株式会社	愛知県	20	100.00	電子応用機器の研究、開発および販売
株式会社アスデックス	愛知県	100	60.00	鍛造用金型の開発、設計、製造および販売
アイチ フォージ フィリピン株式会社	フィリピン	千フィリピンペソ 511,000	85.00	鍛造品の製造および販売
アイチフォージ ユーエスエイ株式会社	米国	千米ドル 105,861	100.00	鍛造品の製造および販売
アイチ ヨーロッパ有限会社	ドイツ	千ユーロ 100	100.00	電子応用機器および磁石応用製品等の販売
アイチ フォージ (タイランド) 株式会社	タイ	千バーツ 470,000	90.00	鍛造品の製造および販売
上海愛知鍛造有限公司	中国	千人民元 229,596	48.00	鍛造品の製造および販売
アイチ フォージング インドネシア株式会社	インドネシア	千米ドル 3,600	100.00	鍛造品の精整および販売
アイチ マグファイン チェコ有限会社	チェコ	千チェココルナ 50,000	* 65.00	磁石応用製品の製造
アイチコリア株式会社	韓国	千ウォン 200,000	100.00	鋼材等の販売
愛知磁石科技 (平湖) 有限公司	中国	千人民元 15,230	100.00	磁石応用製品の製造および販売

(注) 議決権比率欄の*印は、子会社による所有を含む比率を表示しております。

(7) 企業集団の主要な事業内容

区分	主な製品及びサービス
鋼(ハガネ)カンパニー	熱間圧延鋼材、鋼材二次加工品、ステンレス構造部材、製鋼用資材
鍛(キタエル)カンパニー	型打鍛造品(自動車部品粗形材、機械部品粗形材など)、鍛造用金型加工品
スマートカンパニー	電子機能材料・部品、磁石応用製品、植物活性材、金属繊維
その他事業	子会社によるコンピューターソフト開発、物品販売、緑化

(注) 2020年4月1日付けで、鋼カンパニー内のステンレス鋼部門が、「ステンレスカンパニー」として分離・独立しました。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
営 業 拠 点	東京支店、大阪支店、福岡営業所
工 場	知多工場、刈谷工場、鍛造工場、東浦工場、電子部品工場 [以上 愛知県] 岐阜工場、関工場 [以上 岐阜県]

② 子会社

「(6) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
4,912名	△45名

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,687名	+ 24名	39.6歳	18.4年

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
第7回シンジケートローン	1,000
第8回シンジケートローン	1,000
株式会社みずほ銀行	11,000
株式会社京都銀行	3,000
株式会社十六銀行	3,000
信金中央金庫	3,000
農林中央金庫	3,000
株式会社百五銀行	3,000
株式会社りそな銀行	3,000
株式会社第四銀行	2,000
株式会社大垣共立銀行	1,000
株式会社名古屋銀行	1,000
株式会社三井住友銀行	1,000

(注) 1. 第7回シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行および株式会社三菱ＵＦＪ銀行を幹事とする融資によるものであります。

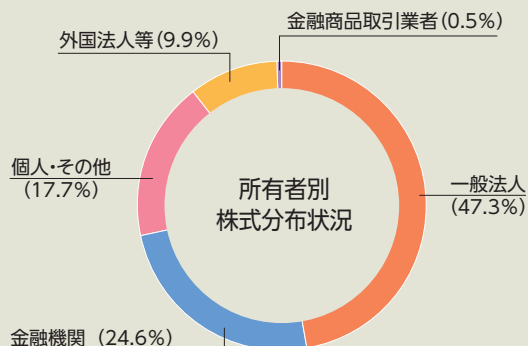
2. 第8回シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 47,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,886,675株（うち自己株式203,861株）
- (3) 株主数 9,135名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（％）
トヨタ自動車株式会社	4,715	23.96
日本製鉄株式会社	1,531	7.78
株式会社豊田自動織機	1,360	6.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	789	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	751	3.82
株式会社三井住友銀行	491	2.50
株式会社三菱UFJ銀行	474	2.41
東和不動産株式会社	461	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	320	1.63
第一生命保険株式会社	315	1.60

ご参考



3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
岩瀬隆広	* 取締役会長	中央発條株式会社社外監査役
藤岡高広	* 取締役社長	上海愛知鍛造有限公司取締役副会長
中村元志	取締役	鍛カンパニープレジデント、鍛事業統括部
# 安永直弘	取締役	モノづくり革新本部長、安全衛生環境部
安井香一	取締役	東邦瓦斯株式会社取締役会長、中部日本放送株式会社社外取締役
新居勇子	取締役	全日本空輸株式会社上席執行役員、 ANAセールス株式会社取締役副社長
# 知野広明	常勤監査役	
後藤 卓	常勤監査役	
# 伊藤浩一	監査役	株式会社豊田自動織機経営役員
# 小倉克幸	監査役	トヨタ自動車株式会社常勤監査役

- (注) 1. *印は、代表取締役であります。
2. #印は、2019年6月21日開催の第115回定時株主総会で新たに選任された取締役および監査役であります。
3. 取締役副社長浅野弘明、監査役豊田鐵郎および小平信因の3氏は、2019年6月21日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、監査役金床一郎氏は、2019年6月21日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
4. 取締役のうち、安井香一および新居勇子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役のうち、伊藤浩一および小倉克幸の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 安井香一および新居勇子の両氏について、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 安井香一氏が取締役会長を務める東邦瓦斯株式会社は、当社と事業者として通常のガスの需給取引があります。また、同氏が社外取締役を務める中部日本放送株式会社と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
8. 新居勇子氏の重要な兼職先と当社との関係について、特に記載すべき事項はありません。
9. 伊藤浩一氏が経営役員を務める株式会社豊田自動織機は、当社の第3位の株主であり、当社製品等の取引関係があります。
10. 小倉克幸氏が常勤監査役を務めるトヨタ自動車株式会社は、当社の第1位の株主であり、当社製品等の主要な取引関係があります。
11. 2020年4月1日付けで、下記の通り、地位および担当を変更しました。

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
中村元志	取締役副社長	経営全般補佐、鍛カンパニープレジデント

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同第423条第1項に定める責任について、同第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	7（2）	308（24）
監査役（うち社外監査役）	7（4）	82（12）
計	14	391

- (注) 1. 上記支給額には2020年6月18日開催の第116回定時株主総会に提出予定の「取締役賞与支給の件」が承認された場合の支給予定賞与額を含んでおります。
2. 経営陣幹部、取締役の報酬については過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする役員報酬・人事案策定委員会で審議、取締役会に答申しております。取締役会では同委員会の答申を踏まえ決定しております。また、社外取締役を除く取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成されております。会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映した体系としております。特に賞与は各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社動向および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案しております。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取締役	安井香一	全13回中12回	—
取締役	新居勇子	全13回中13回	—
監査役	伊藤浩一	全10回中10回	全10回中10回
監査役	小倉克幸	全10回中10回	全10回中10回

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	68百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	69百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの資料の入手、報告等をもとに、会計監査人の監査計画の監査日数や人員配置などの内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、国際財務報告基準に関連した会計アドバイザリー・サービス業務、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金に係る特例の認定申請に関して合意された手続き業務を委託しており、その対価を含めております。
4. 当社の海外子会社9社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、法令に定める事由その他により、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月の取締役会において上記体制につき次のとおり決議しました。

＜基本的な考え方＞

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、職務の効率性確保、グループ管理体制および監査役に関する事項につき、適正な運用に努め、毎年その運用状況を確認し、体制のさらなる充実をめざす。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 企業倫理規程および愛知製鋼グループ企業行動指針を策定・周知し、社員への教育、啓蒙等により法令違反を予防し、または法令違反が生じた場合に適切に対処することができるよう、経営会議他および法令遵守責任者を中心とした法令遵守体制を構築する。
 - イ. 総務担当部署、監査役および社外弁護士を窓口とした内部通報制度を設け、法令違反を未然に防止し、社内の自浄作用を活性化させる。
 - ウ. 内部監査担当部署は、全社の法令遵守状況を監査し、定期的に取り締役社長に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会規程および文書管理規程を策定・周知し、議事録・決裁書類その他の重要な文書の保存および管理が適切に行われるよう、情報保存管理体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理規程およびリスクの態様に応じた各種規程を策定・周知し、会社にとって重大なリスクが発生し、または予見される際に機敏かつ的確に対応し、健全な企業活動を維持することができるよう、経営会議他を中心としたリスク管理体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会が決議した中長期および年次の経営計画をもとに部門長は方針を具体化し、職務執行の効率性を確保する。
 - イ. 取締役は、経営計画に基づき、執行役員を指揮監督するとともに、機動的な意思決定を行う。執行役員は、取締役の指揮監督に基づき、機動的に業務執行を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ⑤－1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 - ア. 子会社の経営上の重要事項は、子会社管理規程に基づき、適時に報告を受ける。

- ⑤-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 子会社管理規程に定める「子会社の異常時緊急報告ルール」に従い、適時に報告を受け、子会社に対して重大なリスクが発生または予見される際に、機敏かつ的確に対応し、健全な企業活動を維持することができるようにする。
- ⑤-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 子会社社長との会議、会合等を定期的に開催し、グループ方針の周知、徹底を図るとともに、経営課題への取組状況を確認し、業務の適正を確保するための必要な助言、支援を行う。
 - イ. 当社の取締役、執行役員、参与および監査役が、子会社の取締役、監査役に就任し、子会社の業務執行を監査、監視する。
- ⑤-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社における業務の適正を目的として、子会社全てに適用する「愛知製鋼グループ企業行動指針」を定め、教育、啓蒙等により法令違反の予防を実施する。
 - イ. 愛知製鋼グループ全体として、内部通報制度を設け、法令違反を未然に防止し、グループ全体の自浄作用を活性化させる。
 - ウ. 内部監査担当部署は、愛知製鋼グループ全体の法令遵守状況を監査し、定期的に取り締り社長に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査役の職務を補助するため、監査役会直属の専任の使用人を配置する。
 - イ. 当該使用人に関する人事異動、昇格・降格、人事考課は、事前に監査役会または常勤監査役の同意を得る。
 - ウ. 当該使用人は必要とする会議に出席する。社内各部門・子会社は当該使用人の調査・情報収集に協力する。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ア. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - イ. 取締役、執行役員、参与および使用人は、監査役の求めに応じて適時、業務の報告を行う。
 - ウ. 監査役は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - エ. りん議書は、閲覧のため監査役に回付する。
- ⑧ 子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - ア. 子会社管理規程に定める「子会社の異常時緊急報告ルール」に従い、主管部署または業務担当部署は子会社から適時報告を受け、社内「エスカレーションルール」に基づき、監査役は当該部署から適時報告を受ける。

- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
ア. 企業倫理規程に基づく内部通報制度と同等に、通報者が報告したことにより不利益な扱いを受けないよう運用する。
- ⑩ 監査役の職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針
ア. 通常の監査に必要な費用は監査計画に基づき半期毎に予算化し、請求に基づき、前払いまたは実費の支払いを実施する。
イ. 監査費用が追加的に発生した場合または発生が予想される場合、監査役は速やかに費用を経理部に請求し、経理部は前払い又は実費の支払いを実施する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また内部監査担当部署との連携を密にし、適時報告を受ける。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) に定める体制の運用状況の概要につきましては、毎年度レビューを実施しており、2019年度におきましては、コンプライアンス、リスク管理、職務効率性、企業集団および監査役に関する体制ならびに仕組みの整備およびそれを踏まえた運用は概ね適切に行われていることを確認しております。

なお、個別の運用状況の概要につきましては、以下のとおりです。

- ① コンプライアンス
コンプライアンス意識・感度の向上を図るべく、各種勉強会や研修等を行い、役員・従業員に対して周知を図っております。また、内部通報制度を適切に運用し、自浄作用の向上に努めております。
- ② リスク管理
危機管理規程に定めるエスカレーションルールにより重要情報の早期吸い上げを実施しております。
また、知多工場で発生した爆発事故を受け、再発防止と各機能向上を目的とし、全社の活動として実施していたステップアッププランの取り組みを継続し、リスク管理体制のさらなるレベルアップに努めてまいります。
- ③ 職務効率性
経営計画に基づき各本部および各部門の方針を策定・実行しております。経営計画の進捗および業務執行の重要案件について、適宜取締役会および経営会議に諮り、監督・指導を行っております。
- ④ 企業集団
子会社管理規程に基づき、主管部署による子会社支援を実施しております。

⑤ 監査役

監査役専任スタッフを置き、監査役会での取締役による報告や定期開催の主要部門に対するヒヤリングにて、適切に監査役への報告を実施しております。

（３）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまの利益の尊重を重要な経営方針としており、企業体質の充実・強化を図りつつ、計画的な事業展開により、企業価値の向上並びに配当政策の充実に努めております。この方針のもと、配当金につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しながら、業績、財政状態および配当性向等を総合的に勘案して株主のみなさまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の株主配当金については、2019年11月26日に中間配当として１株あたり60円を実施しており、期末配当70円とあわせて、１株あたり130円の配当を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	123,484	流動負債	65,769
現金及び預金	38,938	支払手形及び買掛金	21,454
受取手形及び売掛金	46,737	短期借入金	200
有価証券	154	一年内返済長期借入金	25,717
商品及び製品	8,004	リース債務	37
仕掛品	18,776	未払金	4,440
原材料及び貯蔵品	8,589	未払費用	9,179
その他	2,334	未払法人税等	2,353
貸倒引当金	△49	役員賞与引当金	198
固定資産	156,895	その他	2,187
有形固定資産	107,944	固定負債	50,919
建物及び構築物	28,285	社債	20,000
機械装置及び運搬具	56,933	長期借入金	13,528
工具、器具及び備品	2,465	リース債務	91
土地	14,191	退職給付に係る負債	15,969
リース資産	129	役員退職慰労引当金	405
建設仮勘定	5,939	資産除去債務	788
無形固定資産	2,456	その他	135
投資その他の資産	46,494	負債合計	116,688
投資有価証券	17,636	(純資産の部)	
長期貸付金	87	株主資本	147,578
退職給付に係る資産	23,566	資本金	25,016
繰延税金資産	3,575	資本剰余金	28,023
その他	1,682	利益剰余金	95,766
貸倒引当金	△54	自己株式	△1,227
資産合計	280,380	その他の包括利益累計額	7,068
		その他有価証券評価差額金	5,244
		繰延ヘッジ損益	△27
		為替換算調整勘定	829
		退職給付に係る調整累計額	1,022
		非支配株主持分	9,043
		純資産合計	163,691
		負債・純資産合計	280,380

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社のウェブサイト (<https://www.aichi-steel.co.jp/>) に掲載しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	
売上高		242,262
売上原価		204,168
売上総利益		38,093
販売費及び一般管理費		24,192
営業利益		13,901
営業外収益		
受取利息及び配当金	543	
その他の営業外収益	183	727
営業外費用		
支払利息	154	
その他の営業外費用	696	851
経常利益		13,776
特別利益		
投資有価証券売却益		78
特別損失		
投資有価証券評価損	651	
減損損失	45	696
税金等調整前当期純利益		13,158
法人税、住民税及び事業税	3,825	
法人税等還付税額	△924	
法人税等調整額	793	3,694
当期純利益		9,463
非支配株主に帰属する当期純利益		919
親会社株主に帰属する当期純利益		8,543

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	91,583
現金及び預金	22,368
電子記録債権	10,910
売掛金	31,221
商品及び製品	4,607
仕掛品	16,730
原材料及び貯蔵品	3,713
短期貸付金	72
その他	1,958
固定資産	147,447
有形固定資産	91,328
建物	18,944
構築物	4,002
機械及び装置	49,359
車両及び運搬具	336
工具、器具及び備品	2,089
土地	11,049
建設仮勘定	5,547
無形固定資産	2,372
投資その他の資産	53,746
投資有価証券	16,970
関係会社株式	10,261
出資金	304
関係会社出資金	2,287
長期貸付金	79
前払年金費用	19,948
繰延税金資産	3,419
その他	513
貸倒引当金	△39
資産合計	239,031

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	56,512
支払手形	2
電子記録債務	4,961
買掛金	12,315
短期借入金	500
一年内返済長期借入金	23,000
未払金	1,923
未払費用	7,404
未払法人税等	1,995
未払消費税等	1,486
前受金	2
預り金	192
役員賞与引当金	70
設備支払手形	78
設備関係電子記録債務	2,579
固定負債	46,521
社債	20,000
長期借入金	13,000
退職給付引当金	12,872
役員退職慰労引当金	105
資産除去債務	538
その他	5
負債合計	103,033
(純資産の部)	
株主資本	130,796
資本金	25,016
資本剰余金	27,898
資本準備金	27,898
利益剰余金	79,109
利益準備金	6,254
その他利益剰余金	72,854
固定資産圧縮積立金	165
繰越利益剰余金	72,689
自己株式	△1,227
評価・換算差額等	5,200
その他有価証券評価差額金	5,200
純資産合計	135,997
負債・純資産合計	239,031

計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社のウェブサイト (<https://www.aichi-steel.co.jp/>) に掲載しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円未満切り捨て)

科目	金額	
売上高		191,768
売上原価		159,468
売上総利益		32,300
販売費及び一般管理費		23,638
営業利益		8,661
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,278	
その他の営業外収益	150	2,429
営業外費用		
支払利息	80	
その他の営業外費用	664	745
経常利益		10,345
特別利益		
投資有価証券売却益		78
特別損失		
投資有価証券評価損	651	
減損損失	45	696
税引前当期純利益		9,727
法人税、住民税及び事業税	2,528	
法人税等還付税額	△924	
法人税等調整額	673	2,277
当期純利益		7,449

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋 康博	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	氏原 亜由美	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知製鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

愛知製鋼株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中嶋 康博	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	氏原 亜由美	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知製鋼株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果**(1) 事業報告等の監査結果**

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況を始め、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

愛知製鋼株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	知 野	広 明	㊞
常 勤 監 査 役	後 藤	卓	㊞
監査役(社外監査役)	伊 藤	浩 一	㊞
監査役(社外監査役)	小 倉	克 幸	㊞

以 上

<メモ>

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed blue lines.

<メモ>

愛知製鋼は創立80周年を迎えました

創立80周年の歩み

2020
創立80周年

2018
岐阜工場パワーカードリッド
フレーム新生産ライン竣工

2017
カンパニー制開始

2011
NO.3ブルーム連続鑄造機竣工

2006
第7鍛造工場稼働

1995
初の海外鍛造拠点(AFP)設立
(お客様のグローバル調達に対応)

1982
世界初、複合製鋼プロセス実現

1971
「カップライジング」事業化
(スマート事業の発祥)

1964
知多鍛造工場
(現・第1鍛造工場)の稼働

1958
ステンレス圧延アングル製品化

1943
知多工場稼働

1940
豊田製鋼(現・愛知製鋼) 創立

1935
トヨタ創業期試作工場
A1型試作乗用車完成

1934
豊田自動織機製作所内に
製鋼部を設置



1940年
創立時の刈谷工場正門



1982年
複合製鋼プロセス実現



2006年
第7鍛造工場竣工



2018年
岐阜工場 新生産ライン竣工

当社は1940年3月8日に、**創業者・豊田喜一郎の「よきクルマは、よきハガネから。」**の熱い想いのもとに設立されました。創立80周年という記念すべき節目の年を迎えられたことに対し、当社を支えていただいた全ての皆様に心より感謝いたします。

不透明な将来においても年輪的成長を続けていくため、社員としての価値観・行動規範である「Aichi Way」の愚直な実践で、「持続可能な地球環境への貢献」、「事業の変革で豊かな社会を創造」、「従業員の幸せと会社の発展」に積極的に取り組んでまいります。

次ページにて、創立80周年を記念した、

①ブランドスローガン策定、②創立80周年記念事業、③労使協調宣言調印の取り組みを紹介いたします。

① 「愛知製鋼らしさ」を発信するブランドスローガン策定

AICHI STEEL

つくろう、未来を。
つくろう、素材で。

愛知製鋼らしさ（個性）と未来の方向性を表す言葉として、ブランドスローガンを策定しました。

「素材でモノづくりの可能性を広げる」という想いをスローガンに込め、創立100周年へ、そしてその先へ、新たな一步を踏み出し、モノづくりのまんなかを、社会のまんなかを支えてまいります。

② 創立80周年記念行事



創立80周年を記念して各種行事を執り行います。

社員とその家族、および地域の方々など、当社を支えていただいている全ての方々に感謝を示すと共に、社員の更なる一体感を醸成してまいります。

- 東海市へのモニュメント（時計塔）寄贈
- 会社周辺地域を走るバスのラッピング
- 家族工場見学、職場見学会の開催 など

③ 労使協調宣言調印



時に対立しながらも、会社の大きな危機を、共に乗り越えてきた愛知製鋼労使75年の歴史。この度、創立80周年記念式典に合わせ「労使協調宣言」を調印いたしました。

「労使相互信頼でいかなる困難も乗り越え、『笑顔あふれる会社』を全員で目指す」ことを誓い、労使相携えて、更なる高みを目指してまいります。

トピックス

「健康経営銘柄2020」に初認定

「健康経営銘柄2020」に初めて認定され、「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」にも3年連続で認定されました。

当社は、従業員の健康管理を経営的な視点で目標に定め、メンタルヘルス対応や健康教育、保健指導、健康保険組合と連携した運動習慣の定着などの取り組みを積極的に推進しています。

今後とも、健康経営と働き方改革を会社経営の両輪として積極的に推進し、社員一人ひとりがより一層力を発揮できる環境づくりを進めてまいります。



新厚生会館Ai-terraceオープン

Ai-terraceは、当社の価値観・行動規範である「Aichi Way」（伝承・感謝・創造）をコンセプトとして、社内交流を活性化させ、働き方改革を推進するスペースに加え、地域の方にもご利用いただけるレストラン、コンビニエンスストアなどを併設しております。

当社近隣にお立ち寄りの際は、ぜひAi-terraceでお寛ぎください。



「鉄の教室」に「小学生向け工場見学」を加えた新プログラム実施

東海市内の小学5年生を対象として実施している、「鉄」の可能性について楽しく学んでいただく出張授業「鉄の教室（今年で19回目の開催）」に、迫力ある映像や製造工程、鉄の知識を学ぶゲーム、工場で働く社員との会話などを体験できる「小学生向け工場見学」を加えた新プログラムを実施いたしました。

小学生からは、「大迫力のモノづくりを目の前で見られた」などの感想も寄せられ、鉄や地域の産業に関心を深めていただきました。



<ご参考> 株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関

同連絡先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-711（通話料無料）

公告方法 電子公告

上場取引所 東京証券取引所、名古屋証券取引所

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ー当社ウェブサイトのご案内ー

<https://www.aichi-steel.co.jp/>

当社は、インターネット上にウェブサイトを開設し、会社の幅広い情報を提供しております。公告掲載が必要な場合、ウェブサイトでお知らせします。みなさまのアクセスをお待ちしております。



株主総会会場ご案内図

会 場

愛知製鋼株式会社 本館 大会議室

愛知県東海市荒尾町リノ割220番地

開催日時

2020年6月18日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

新型コロナウイルス感染拡大防止対応のため、本年はお土産の提供および工場見学会は取り止めさせていただきます。

交通機関
のご案内

① 名鉄常滑線・河和線「聚楽園駅」から徒歩1分

② 国道23号線（名四国道）名古屋南インターから国道302号線に入り、約5km

※駐車スペースに限りがありますので、ご来場の際には公共交通機関でお越しいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

株 主 総 会 会 場

愛知製鋼株式会社
本館

